

別添

授業料等減免申請に係る家計評価額等の計算方法

1. 総所得金額

- (1) 総所得金額とは、申請者の属する世帯（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあつては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の金銭、物品などの1年間の総収入金額（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が父母から金銭、物品などの給付を受けている場合はその金額を、本人が奨学金を受けている場合はその金額を合算した額）から、第2項の必要経費及び第3項の特別控除額を差し引いた金額をいう。
- (2) 1年間の総収入金額は、申請前年1年間の額（奨学金は、申請の前年度1年間に実際に受けた額を申請の前年1年間の額とみなす。）によることとし、これにより難い場合は、日本学生支援機構の奨学金の取扱いを準用する。
- (3) 総所得金額には、本人及び配偶者（以下「本人等」という。）の収入も算入すること。ただし、本人等の収入が、当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額には算入しない。

2. 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うものとする。

- (1) 給与所得 俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。
 - ① 収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。
 - ② 収入金額が104万円を超え200万円までのもの $\text{収入金額} \times 0.2 + 83 \text{万円}$
 - ③ 収入金額が200万円を超え653万円までのもの $\text{収入金額} \times 0.3 + 62 \text{万円}$
 - ④ 収入金額が653万円を超えるもの 258万円ただし、給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
また、同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、総所得金額を算定する。
- (2) 商業、工業、林業、水産業所得 年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。
なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（棚卸資産）は含まない。
また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。
- (3) 農業所得 総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。
なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。
また、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。
- (4) その他の職業による所得及び雑所得 給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左

官等）によって収入を得ている場合及び利子，配当，家賃，間代，地代，内職収入，親戚・知人等からの援助等の収入の場合，それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは，収入金額からその必要経費を控除する。

(5) 臨時的な所得 公租公課等の経費を控除する。

なお，臨時的な所得とは，退職金，退職一時金，保険金，資産の譲渡による所得及び山林所得をいい，当該授業料減免実施前 6 か月間（入学料減免においては，1 年間）における収入のみとする。

3. 特別控除額

母子・父子世帯，就業者のいる世帯，その他特別の事情のある世帯について，次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特 別 控 除 額
A 世 帯 を 対 象 と す る 控	(1) 母子・父子世帯	990,000円
	(2) 就学者のいる世帯	① 小学校及び義務教育学校前期課程児童 1 人につき 310,000円 ② 中学校，義務教育学校前期課程及び中等教育学校前期課程生徒 1 人につき 460,000円 ③ 国・公立高等学校及び中等教育学校後期課程生徒 1 人につき 自宅通学 390,000円，自宅外通学 690,000円 ④ 私立高等学校及び中等教育学校後期課程生徒 1 人につき 自宅通学 880,000円，自宅外通学 1,180,000円 ⑤ 国・公立高等専門学校学生（1～3 年次）1 人につき 自宅通学 390,000円，自宅外通学 690,000円 ⑥ 国・公立高等専門学校学生（4・5 年次）1 人につき 自宅通学 430,000円，自宅外通学 720,000円 ⑦ 私立高等専門学校学生 1 人につき 自宅通学 880,000円，自宅外通学 1,180,000円 ⑧ 私立高等専門学校学生（4・5 年次）1 人につき 自宅通学 870,000円，自宅外通学 1,160,000円 ⑨ 国・公立大学学生 1 人につき 自宅通学 740,000円，自宅外通学 1,120,000円 ⑩ 私立大学学生 1 人につき 自宅通学 1,330,000円，自宅外通学 1,800,000円 ⑪ 国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき 自宅通学 390,000円，自宅外通学 690,000円 ⑫ 私立専修学校高等課程生徒 1 人につき 自宅通学 880,000円，自宅外通学 1,180,000円 ⑬ 国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき 自宅通学 360,000円，自宅外通学 810,000円 ⑭ 私立専修学校専門課程生徒 1 人につき 自宅通学 1,020,000円，自宅外通学 1,470,000円

除	(3) 障害者のいる世帯	障害者 1 人につき 990,000円
	(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額 ただし、710,000円を限度とする
	(6) 火災, 風水害, 盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額
	(7) 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000円 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得金額 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
B 本人を対象とする 控除		特別支援学校の高等部 自宅通学 190,000円, 自宅外通学 380,000円
備考		(1) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。 (2) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除額又はB欄の「本人を対象とする控除」による控除額のいずれか低い額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算する。 (3) 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除額を適用する。 (4) A欄の控除については、該当する特別な事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額を合わせて控除する。 (5) 子供（就学者、就学前の子。申込者本人を含む。）が2人を超える世帯について、その超える人数につき

		， B 欄の「本人を対象とする控除」による控除額に50万円を増額した金額を乗じた額を更に控除する。
--	--	---

4. 家計評価額

家計評価額＝第 1 項に定める総所得金額 － 別表第 1 又は別表第 2 の収入基準額